



ここに掲載されている意見は、第7回検討委員会のグループ討議で出された意見を整理したものであり、検討委員会で合意されたものではありません。意見にあるA、B、Cはそれぞれ検討委員会でのグループを表しています。

《自治基本条例の基本的な考え方について》

何を検討すべきか (検討テーマ)

なぜ自治基本条例が必要なのか? (自治基本条例のめざすものは...)

A) 何故必要なのか。依然として「ピシッ」とは説明できないもどかしさがある

具体的な内容の条例に C) 理念条例ではなく使える条例に

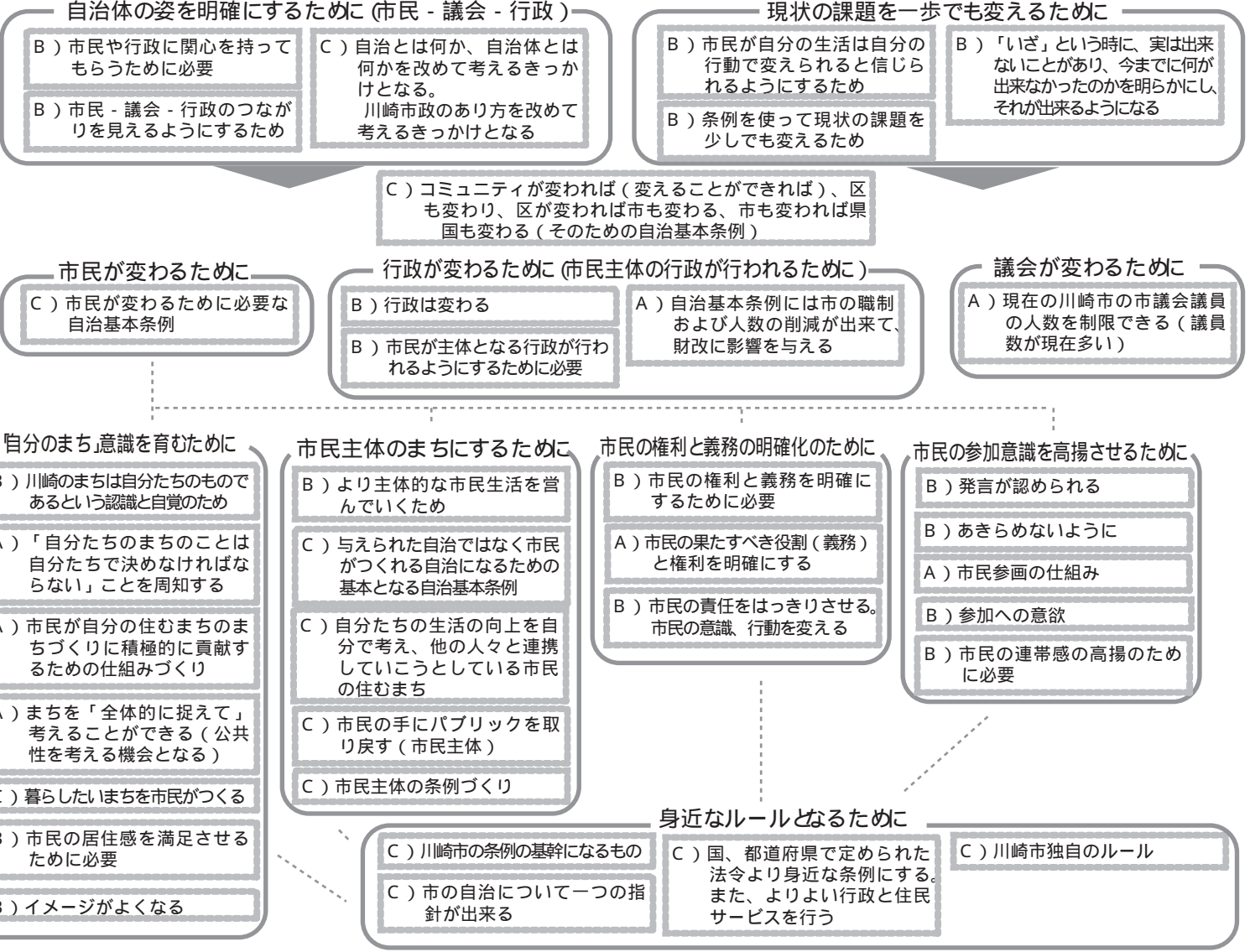
C) 理念だけで具体的な施策が出来るのか(区の問題など)

適用の範囲は? C) 川崎市は地域的な差があるため、統一的な条例が出来るのか

C) 一つの地域やコミュニティにまで(自治基本条例)を徹底するのか

どのように規定するか

(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)



自治基本条例ができると何が変わるのか?

これを考えると「なぜ」がわかる。それよりも、何したいのか、何を変えたいのか!?

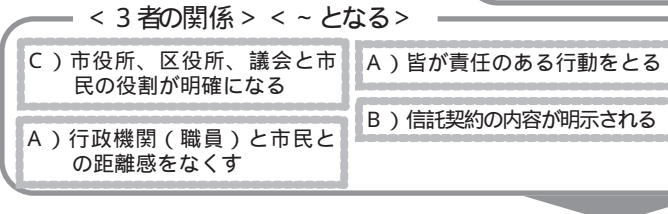
何かを変えたいに= 道具としての条例

B) 設問(テーマ)を主體的(「何を考えるか?」)に変えるべきである

B) 主體的な思考で「何が出来る?」ではなく、「何がしたい!」に

市民の意向が反映される自治

B) 条例をつくって何がしたいのか市民の意向が反映される自治を



自治基本条例はいわゆる「漢方薬」だ!

布石として(体質改善のように)ゆっくと効果が現れる

変えるためのスタート B) 変えるためのスタートを切るために条例は必要

インパクトが必要! B) 強いインパクトがないと何も変わらない

